

令和4年10月17日

各府省事務次官 殿

各外局の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福一691）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第25条関係	第25条関係

1 健康管理の記録に記載すべき
具体的事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる健康診断 ((9)に
掲げる検査を除く。) の検査
ア～オ (略)

カ 胸部エックス線検査

キ～タ (略)

チ 胃内視鏡検査又は胃部
エックス線検査

ツ～ヘ (略)

(6)～(20) (略)

2 (略)

別表第4 一般の健康診断の検査の
項目

1～3 (略)

4 胸部エックス線検査

(一般定期健康診断にあつて
は、40歳未満の職員(20
歳、25歳、30歳及び35歳
の職員並びに感染症の予防及び
感染症の患者に対する医療に関
する法律施行令(平成10年政

1 健康管理の記録に記載すべき
具体的事項は、次のとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 次に掲げる健康診断 ((9)に
掲げる検査を除く。) の検査
ア～オ (略)

カ 胸部エックス線検査(直
接、間接の別、フィルム番
号及び撮影年月日)

キ～タ (略)

チ 胃検査

ツ～ヘ (略)

(6)～(20) (略)

2 (略)

別表第4 一般の健康診断の検査の
項目

1～3 (略)

4 胸部エックス線検査

(肺がんの検査については4
0歳未満の職員における場合を
除くものとし、結核患者、結核
発病のおそれがあると診断され
ている者及び医師がエックス線
直接撮影を必要と認める者につ

令第420号) 第12条第1項
第1号に規定する施設に勤務す
る職員を除く。)における場合
であって医師が必要でないと認
める場合には、行わないことが
できる。)

5～7 (略)

8 胃内視鏡検査又は胃部エック
ス線検査

(50歳未満の職員における
場合を除くものとし、一般定期
健康診断の回数は、2年につき
少なくとも1回とする。)

9～12 (略)

別表第5 特別の健康診断の検査の
項目

1 (略)

2 その他の業務

業 務	検 査 の 項 目
(略)	(略)
自動車等の運転 を行う業務	1～4 (略) (削る) <u>5・6</u> (略)
(略)	(略)
備考 (略)	

いてはエックス線間接撮影を省
略することができる。)

5～7 (略)

8 胃の検査

(40歳未満の職員及び妊娠
中の女子職員における場合を除
く。)

9～12 (略)

別表第5 特別の健康診断の検査の
項目

1 (略)

2 その他の業務

業 務	検 査 の 項 目
(略)	(略)
自動車等の運転 を行う業務	1～4 (略) <u>5 胃腸の検査</u> <u>6・7</u> (略)
(略)	(略)
備考 (略)	

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領
1 様式 定期健康診断等報告書

令和 年度分

庁名	職員数	人	4.0歳以上 3.6歳以上 3.5歳	人
				人
				人

(その1)

健康診断の項目	対象者数	実人員	精検対象者	密査対象数	精検実施数	密査実施数	経視実施数	過検査数	指導区分及び事後措置										
									1 医療の要	2 医療観察	3 医療観察	A 休憩又は職務の軽減	B 職務の軽減	C 職務の軽減					
									1 医療	2 医療	3 医療	休憩又は職務の軽減	職務の軽減	職務の軽減					
肺がん胸部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
結核胸部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
喀痰細胞診	()	()	()	()	()	()	()	()											
血糖検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
血圧測定	()	()	()	()	()	()	()	()											
尿検査(蛋白)	()	()	()	()	()	()	()	()											
尿検査(糖)	()	()	()	()	()	()	()	()											
心電図検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
LD:コレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
HD:コレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
中性脂肪検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
貧血検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
胃部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
胃内視鏡検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
肝臓	()	()	()	()	()	()	()	()											
肝機能検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
大腸	()	()	()	()	()	()	()	()											
便潜血反応検査	()	()	()	()	()	()	()	()											

一般定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

別紙第5 定期健康診断等の報告書の様式及び記入要領
1 様式 定期健康診断等報告書

令和 年度分

庁名	職員数	人	4.0歳以上 3.6歳以上 3.5歳	人
				人
				人

(その1)

健康診断の項目	対象者数	実人員	精検対象者	密査対象数	精検実施数	密査実施数	経視実施数	過検査数	指導区分及び事後措置										
									1 医療の要	2 医療観察	3 医療観察	A 休憩又は職務の軽減	B 職務の軽減	C 職務の軽減					
									1 医療	2 医療	3 医療	休憩又は職務の軽減	職務の軽減	職務の軽減					
胸部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
喀痰細胞診	()	()	()	()	()	()	()	()											
血糖検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
血圧測定	()	()	()	()	()	()	()	()											
尿検査(蛋白)	()	()	()	()	()	()	()	()											
尿検査(糖)	()	()	()	()	()	()	()	()											
心電図検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
LD:コレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
HD:コレステロール検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
中性脂肪検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
貧血検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
胃内視鏡検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
胃部エックス線検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
肝臓	()	()	()	()	()	()	()	()											
肝機能検査	()	()	()	()	()	()	()	()											
大腸	()	()	()	()	()	()	()	()											
便潜血反応検査	()	()	()	()	()	()	()	()											

一般定期健康診断の所要経費

職員厚生経費	円
共済・その他経費	円
個人負担経費	円

1 一般の健康診断

(その2)

省庁名 _____

令和 _____

年度分 _____

項 目	健康診断の受診状況										指導区分及び事後措置						
	対象者数	受診実人員	情報提供者	精密検査数	精検実施数	密検実施数	過検数	所費	要費	経費	医療の面		生活規正の面			就業禁止	
											1 受診医療	2 観察	A 休暇	B 生活規則	C 時間労働		就業禁止
第21条関係(1)～(8)	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円	人	人	人	人	人	人	人
子宮頸がん検診																	
乳がん検診																	
情報機器健診																	
採用時の健康診断																	
非常勤職員の健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診断の程度を把握するための措置	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

職員総合的な健康診断の受診状況

40歳以上	受診実人員	重複受診実人員
36歳以上40歳未満	人	人
35歳	人	人
35歳未満	人	人

保健指導の実施状況

4項目(有)実人数	人
精密検査実施数	人
保健指導実施数	人

1 一般の健康診断

(その2)

省庁名 _____

令和 _____

年度分 _____

項 目	健康診断の受診状況										指導区分及び事後措置					
	対象者数	受診実人員	情報提供者	精密検査数	精検実施数	密検実施数	過検数	所費	要費	経費	医療の面		生活規正の面			就業禁止
											1 受診医療	2 観察	A 休暇	B 生活規則	C 時間労働	
第21条関係(1)～(8)	人	人	人	人	人	人	人	円	円	円	人	人	人	人	人	人
子宮頸がん検診																
乳がん検診																
情報機器健診																
採用時の健康診断																
非常勤職員の健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診断	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()
総合的な健康診断の程度を把握するための措置	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()

保健指導の実施状況

4項目(有)実人数	人
精密検査実施数	人
保健指導実施数	人

2 記入要領

(略)

(一般の健康診断)

- (1) 「対象者数」の項には、肺のうち胸部エックス線検査については20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳以上の職員並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第12条第1項第1号に規定する施設に勤務する職員並びにこれらの職員以外の40歳未満の職員（医師が必要でないと認める者を除く。）、肺のうち^{かくたん}喀痰細胞診については40歳以上の職員（医師が必要でないと認める者を除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び貧血検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員、胃については50歳以上の職員（各省各庁の長が報告年度に胃内視鏡検査又は胃部エックス線検査を行うことと

2 記入要領

(略)

(一般の健康診断)

- (1) 「対象者数」の項には、肺のうち肺がん胸部エックス線検査及び^{かくたん}喀痰細胞診並びに胃及び大腸については40歳以上の職員（^{かくたん}喀痰細胞診については医師が必要でないと認める者を、胃については妊娠中の女子職員を、それぞれ除く。）、循環器のうち血糖検査、心電図検査、LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査、中性脂肪検査及び貧血検査並びに肝臓については35歳及び40歳以上の職員の数を記入すること。
なお、「一般定期健康診断」の「対象者数」の項の（ ）内には、対象者以外に受診を希望した職員^の数を外数として記入すること。

した者に限る。) 、大腸については40歳以上の職員の数を入力すること。

なお、「一般定期健康診断」の「対象者数」の項の()内には、対象者以外の職員の外数として記入すること。

(2)～(5) (略)

(6) 「胸部エックス線検査」の欄については、上段には40歳以上の職員、下段には40歳未満の職員に係るものを記入すること。

(7)～(9) (略)

(10) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(10)及び(11)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

(2)～(5) (略)

(新設)

(6)～(8) (略)

(9) 「非常勤職員の健康診断」の欄には、規則第20条第2項第1号に掲げる一般定期健康診断に関し、規則別表第3に掲げる業務に6月を超えて従事する非常勤職員（国家公務員法第60条の2第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。以下この(9)及び(10)において同じ。）及び第19条及び第20条関係第3項(2)に掲げる非常勤職員について記入すること。

この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(11) (略)

(12) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定するものをいう。

なお、（ ）内には、(10)（なお書を除く。）において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。

(削る)

(13) (略)

この場合において、総合健診職員に相当する非常勤職員以外の非常勤職員の数を該当欄の左欄に、総合健診職員に相当する非常勤職員の数を該当欄の右欄に記入すること。

なお、（ ）内には、当該健康診断に関し、対象者以外の非常勤職員について外数として記入すること。

(10) (略)

(11) 「心理的な負担の程度を把握するための検査」とは、規則第22条の4に規定するものをいう。

なお、（ ）内には、(9)（なお書を除く。）において「非常勤職員の健康診断」の欄に記入することとされた非常勤職員について外数として記入すること。

(12) 「重複受診実人員」の項には、一般定期健康診断と総合的な健康診査のいずれも受診した職員の数を記入すること。

(13) (略)

<p>(特別の健康診断)</p> <p>(略)</p> <p>(指導区分及び事後措置)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>「胸部エックス線検査」の欄</u> <u>については、上段にはがん、下</u> <u>段にはその他に係るものを記入</u> <u>すること。</u></p> <p>(7) <u>「胃内視鏡検査」及び「胃部</u> <u>エックス線検査」の欄</u>について は、上段にはがん、中段には潰 瘍、下段にはその他に係るもの を記入すること。</p>	<p>(特別の健康診断)</p> <p>(略)</p> <p>(指導区分及び事後措置)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(6) <u>「胃部エックス線検査」及び</u> <u>「胃内視鏡検査」の欄</u>について は、上段にはがん、中段には潰 瘍、下段にはその他に係るもの を記入すること。</p>
---	---

以 上